

# レーガン政権の税制改革：1986年 税制改革法成立までの一連の税制措置

若林 努

---

## ◆キーワード：

レーガノミックス (Reaganomics) サプライサイド・エコノミックス (Supply-side Economics) 税制改革法 (Tax Reform Act) 経済再建税法 (ERTA: Economic Recovery Tax Act) 加速償却制度 (ACRS: Accelerated Cost Recovery System) 個人退職年金制度 (IRA: Individual Retirement Account) 公平税制・財政責任法 (TEFRA: Tax Equity and Fiscal Responsibility Act)

## I. はじめに

「地すべり的大勝利」で第40代米国大統領に当選したレーガンは、1981年2月にサプライサイド・エコノミックスをベースとする「経済再建計画」を発表した。この中で大統領は次のような大幅な減税の実施をうたったえた：

- ① 個人所得税を81年7月1日より向こう3年間にわたり毎年一律10%引き下げ、キャピタルゲイン課税については最高税率を28%から20%までに3年間にわたって段階的に引き下げる。
- ② 企業貯蓄と企業投資を促進するために81年1月1日より減価償却の加速償却を導入し、投資減税額控除の拡大をはかる。
- ③ 所得税のインゼクテーション、婚姻ペナルティー問題については今後の検討課題にする。

以上のような項目を「経済再建計画」の中におりこみ、この減税政策で労働者、投資家の税引き後の所得を増大させ、勤労意欲を高め、より多くの貯蓄と投資の促進をはかり、経済の活性化を計ろうとするものであった。大統領はこの減税政策、特に、個人所得税の引き下げは当初の経済プログラムの中で最も大きな変革であり、主要な成果の一つであった。1981年-84年の間の第Ⅰ期レーガン政権の一連の税制措置は、いくつかの税法改正というステップを通じて連邦税制の構造を改善しようとするものであった。しかしながら、政策目標にそって税法を改正しようとするレーガン大統領の提案に対して、議会はことごとく反対し、対立するようになった。

本稿では1981年-84年にかけてのそれぞれの税法改正について、その特徴、そして、第Ⅱ期レーガン政権の1986年税制改革法成立にいたるまでの特徴を分析しようとするものである。

## II. 第Ⅰ期レーガン政権の一連の税制措置

レーガン大統領が行った1981年-84年にかけての一連の複雑な税制措置は連邦税制の構造を改善するものであった。この税制改正の主な効果は勤労所得、企業投資所得の限界税率が引き下げられたことである。

表1は所得稼得者1人の4人家族の世帯に対する連邦所得税と連邦社会保障税の限界税率を明らかにしたものである。この期間において税の改正が行われなかったとすれば、期待インフレ率、予定された社会保障税の増税によって所得の限界税率は、どの所得層においても80年から84年の間において大幅に上昇していたに違いないのである。経済再建税法と83年社会保障法修正の複合効果は、どの所得階層においても80年の法律のそれに比べて所得の限界税率を引き下げた。特に、経済再建税法は従来の法律において生じていたであろう大幅な税率の引き上げを回避することになった。この間の所得の限界税率の実際の変化は小幅であった。

レーガン政権の税制改革：1986年税制改革法成立までの一連の税制措置

表1 収入に関する限界連邦税率（単位：%）

	中位所得の半分	中 位 所 得	中位所得の 2 倍
従来の法律			
1980年			
所 得 税	18	24	43
社会保障	6.1	6.1	0
計	24.1	30.1	43
1984年			
所 得 税	21	32	49
社会保障	6.7	6.7	0
計	27.7	38.7	49
ERTA:			
1984年			
所 得 税	16	25	38
社会保障	7	7	0
計	23	32	38

(出所) Economic Report of the President, 1982

## 1. 1981年の諸税法改正

レーガン大統領は所得税率を毎年10%ずつ引き下げ、税率の幅が14%～70%から1984年7月1日までに10%～50%に引き下げられるというものであった。企業設備投資の減価償却引当金の改正案は、1980年に上院財政委員会によって承認されたもので、企業投資からもたらされる所得に対する実効税率を引き下げるとともに、このような税法上の取り扱いを簡素化するものであった。減価償却引当金なし投資税額控除の増額は、既存の資本ストックからもたらされる所得に対する税率を引き下げる事なしに、新規投資からもたらされる所得に対する実効税率を引き下げる事になる。この措置の効果は既存の資本ストックの価値を減じ、新規投資が次第に既存のストックに代替されるにつれ、こうした投資インセンティブは資本所得に対する税収を減少させる。しかし、投資インセンティブが効果的にはたらけば、労働単位あたり資本ストックを増やし、実質労働賃金および労働からもたらされる税収を増加させることになる。このことは資本から労働へと税負担を移行さ

せるようにみられるが、実際には既存の資本ストックの所有者から労働者に富を再分配する効果がある。

加速償却制度は企業の設備および施設に関する償却期間を3年、5年、10年、15年、18年として、従来の最高60年の償却期間に及ぶ複雑な資産償却範囲制度を廃止するものであった。この結果、毎年の償却が加速され、早い年度に多額の控除が行われるようになった。

1981年経済再建税法(ERTA)はレーガン大統領が要求した以上のものをもたらした。第Ⅰ期目の一連の税改正において議会から勝ち得た唯一のものであった。この改正において初年度の減税を5%に引き下げ、その実施を10月1日からとした。この結果、1984年までの累積減税は23%となった。個人所得税は85年以降においては、一般物価水準にあわせてスライドされることになった。また投資所得の最高税率が82年1月1日から50%に引き下げられた。個人退職年金制度(IRA)と自営業者退職基金制度の控除額も大幅に引き上げられ、相続税、贈与税が減税された。この経済再建税法による連邦税収の減収見積り額は、81年3月の時点において、85会計年度の税収を1860億ドル減少すると見積られた。この経済再建税法はレガノミックスに対する批判を抑えるのに強力な武器となった。ホワイト・ハウスでは、1983年と84年のアメリカ経済の力強い経済回復は、この税法に起因するものであるとした。

## 2. 1982年、83年、84年の諸税法改正

1982年公平税制・財政責任法(TEFRA)は、レガノミックスに反するもので大変きびしいものであった。この税法には、利子と配当に対する源泉徴収、法人所得税支払いの加速化、会計方法の一部修正、生命保険会社への課税方法の変更、空港および空路税の増税、連邦職員への社会保障健康保険税の拡大が含まれていた。その他に、個人ミニマム・タックスの強化、障害・医療費控除下限の引き上げ、たばこおよび電話消費税の増税、失業保険税の税率の引き上げと課税ベースの拡大であった。1981年の経済再建税法におい

ても若干の変更がなされた。85年と86年に予定されていた追加減価償却引当金の廃止、投資税額控除に関するコスト基準の引き下げ、セーフ・ハーバー・リース条項の廃止であった。これらは下院の歳入法案に付け加えられて上院で可決された。両院協議会でわずかな変更を加え、下院はこの協議会法案を可決した。この法案で今後3年間で税収を1000億ドル増加させるものも見積られた。

1982年ハイウェイ歳入法は、ガソリン連邦消費税をガロン当たり4セントから9セントに引き上げた。タイヤ、石油、軽トラック等に対する消費税を廃止したが、大型トラックおよびトレーラーに関するそれは引き上げられた。この結果、歳入は1985年会計年度までに50億ドル増大するものと見積られた。このような大幅な増税は、レーガノミックスの考えに反するものであった。

1983年のグリーンスパン委員会によって、社会保障問題に関する税改正案が提案され、提案された税条項は課税範囲を連邦政府と非営利団体の新規職員の全てに拡大され、州・地方自治体の職員も社会保障制度からの脱退を許さないものとした。85年に予定していた税率の引き上げを84年に繰り上げ、88年に再度引き上げるようにした。自営所得に対する税率は給与所得に対する複合税率を75%から100%に引き上げ、社会保障税に少額の税額控除をもうけた。社会保障給付金以外の所得が、3万2000ドルを超える所帯または2万5000ドルを超える個人の課税所得に、社会保障給付金の50%が加算される。また、公平税制・財政責任法で決めた利子配当の源泉徴収の措置を議会は廃止し、鉄道退職年金制度に関する税率を39%引き上げた。この他に政府は多くの租税特別措置の提案を行ったが、ことごとく議会によって否決された。

1984年に政府は前年に否決された授業税額控除、高等教育のための非課税貯蓄等の提案を復活させるため、幾つかの小規模な税改正を提案した。1人だけの稼得者世帯に関する個人退職年金制度の限度額を、4000ドルに引き上げ、扶養保護のための税額控除を増額することを提案した。企業課税については、免税リースおよび産業開発債券を制限した。特に1984年財政赤字削減法の可決は、政府にとって好ましいものであった。この中で蒸留酒税は引き

上げられ、電話消費税は拡大された。81年経済再建税法において定められていた建物の償却期間が15年から18年に引き上げられた。変動所得の規則は制限され、キャピタルゲイン課税の低税率が適用されるための保有期間が、1年6カ月に短縮された。議会は増税を目立たせることなく大幅な增收をもたらす税制措置をなんなく成立させたのである。

### III. 1986年税制改革法にいたる一連の措置

レーガン大統領は1983年的一般教書のなかで「連邦税制の税法を簡素化し、すべての国民に公平な税負担とする」計画を示唆した。当時すでに税制改革をめざすいくつかの動きがあった。その後レーガン大統領は機会あるごとに税制の簡素化の必要性を主張してきた。それはあまりにも現行の制度が複雑で、不公平であるため貯蓄や投資、ひいては経済成長をも鈍化させていると考えられていたためであった。現在の税制では納税者にとって高率の税率をおしつけており、一方においては税金のがれや多くの例外事項のために、税収を減らしているようなシステムになっており、結果として、税制自体を複雑で不公平なものにしていた。レーガン大統領は1984年的一般教書の中で公平、簡素、成長促進をめざした歴史的な税改正をよびかけ、財務長官に1984年12月までに財務省の税制改革案を提出するように要請した。

#### 1. 財務省の改革案と大統領案

大統領によって「税法全体を簡素化し多額、少額をとわず、全ての納税者が公平に扱われるような実行計画」を要請されたリーガン財務長官は、84年11月に税制改革案を提出した。この財務省案の個人所得税に関する改正部分は満足のいくものであったが、法人所得に関する改正案は、衝撃的で大きな議論を引き起こすことになった。個人所得税は、1990年には7%減少するが、法人所得税収は36.5%も増加するものであった。つねづね法人所得税の必要性に疑問をていしていた大統領にとって、まったく逆の提案であった。その

## レーガン政権の税制改革：1986年税制改革法成立までの一連の税制措置

他の財務省案の一般条項は、きわめて簡素なものであった。個人所得税は、14の税率区分にわたる11%～50%という現行の幅から15%，25%，35%の3段階に削減され、基礎控除は2000ドルに引き上げられ、課税最低限度額も引き上げられ、所得が1万2000ドル以下の4人家族世帯についての連邦所得税は、課税されないものであった。個人退職年金制度の非課税限度を勤労者1人当たり2000ドルから2500ドルに、稼得者1人の世帯では2250ドルから5000ドルに引き上げられた。個人所得課税のベースは、セカンドハウス、州・地方税、娯楽支出、特定の雇用主負担付加給付に関する控除の廃止、利子、ビジネスランチ・旅費および健康保険に関する控除の制限、慈善事業への寄付控除は所得の2%を越えるものだけに認め、失業・労働者災害補償手当を課税所得に加える、というものであった。この税改革を平均してみると所得税率は20%の減税となり、個人の納める税率は8.5%の減税となる。こうした規定の効果は1990年に個人所得税収を7%減少させると試算された。この個人所得税案には、つぎのような配慮が働いていた。基礎控除の2000ドルへの引き上げは家庭の役割強化構想の一環であった。結果として、この引き上げ規定によって貧困層は連邦所得税を納めなくてすむことになり、しかも高所得層の税金が絶対額で多く減少するため、多額の歳入減はさけられないものであった。もう一つは、個人貯蓄に不利な税の偏りをなくそうというものであった。

法人所得に関する課税の主な規定は、最高46%の累進税率から33%の単一税率に変更する、支払い配当の50%の控除を認め、減価償却は償却見積もりを基礎とし、投資税額控除を廃止する。キャピタルゲインは通常の所得として課税する。石油産業、金融機関、地方債に特有の租税特別措置の廃止、減価償却、利子、在庫、キャピタルゲインの一般物価水準の変化にあわせてスライドさせる、というものであった。財務省の改革案では、個人所得税を減税し、法人税もその最高税率を引き下げるこによって、生じる税収の減少を租税特別措置の廃止によって増収を見込み、全体の歳入を維持しようとするものであった。この財務省案に対するホワイト・ハウスの反応は冷ややか

なものであったが、その後の税制改革案において、この財務省案が基本となつた。

表2 1986年度の米国政府案と現行法での税率比較

単身者所得税申告			世帯主所得税申告			夫婦の所得税申告		
課 税 所 得	税 率		課 税 所 得	税 率		課 税 所 得	税 率	
	現行法	政府案		現行法	政府案		現行法	政府案
2,510 ドル以下	0	0	2,510 ドル以下	0	0	3,710 ドル以下	0	0
2,510— 3,710	11	0	2,510— 4,800	11	0	3,710— 6,000	11	0
3,710— 4,800	12		4,800— 7,090	12		6,000— 8,290	12	
4,800— 7,090	14		7,090— 9,490	14		8,290— 12,990	14	
7,090— 9,280	15		9,490— 12,880	17	15	12,990— 17,460	16	15
9,280— 11,790	16	15	12,880— 16,370	18		17,460— 22,040	18	
11,790— 14,080	18		16,370— 19,860	20		22,040— 26,850	22	
14,080— 16,370	20		19,860— 25,650	24		26,850— 32,630	25	
16,370— 19,860	23		25,650— 31,430	28	25	32,630— 38,410	28	25
19,860— 25,650	26		31,430— 37,210	32		38,410— 49,980	33	
25,650— 31,430	30	25	37,210— 48,780	35		49,980— 65,480	38	
31,430— 37,210	34		48,780— 66,130	42		65,480— 93,420	42	
37,210— 45,290	38		66,130— 89,270	45	35	93,420— 119,390	45	35
45,290— 60,350	42		89,270— 118,190	48		119,390— 117,230	49	
60,350— 89,270	48	35	118,190 or more	50		177,230 or more	50	
89,270 or more	50							

(出所) 米国財務省 “Tax Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth”

この財務省の提案を受けて、大統領は年来の懸案であった税制改革の大統領案を1985年5月29日に発表した。1985年大統領税制改革案は、財務省の改革案を一部手直しして作成されたものであった。この案の個人所得税に関する規定は、財務省案とほとんど同じものであった。一部変更されたものに、健康保険料と、その他の雇用主負担付加給付は非課税とされた。個人退職年金制度は一世帯4000ドルに引き上げられることになった。変動所得特例は廃止され、課税最低限度が引き上げられ、所得1万3000ドル以下の4人家族世帯は非課税とされた。法人規定は財務省案と大幅に異なるものであった。その主だった大きな違いは、資本コスト回収制度であり、これに基づく減価償却引当金は、加速償却制度と財務省案の中間に位置するようなものであった。配当控除は10%に制限され、中小企業に対する低税率課税は残された。支払

レーガン政権の税制改革：1986年税制改革法成立までの一連の税制措置

表3 税利改革案と現行法・主要な比較

現 行 法                    政 府 案

〈個人〉

諸控除(1人当たり)

基礎控除(本人・配偶者)	1,040 ドル	2,000 ドル
扶養者控除	2,000 ドル	1,040 ドル
共かせぎ控除	有	廃止
子弟養育税額控除	有	一般控除に改正
失業保険給付金	条件課税	全面課税
州・地方税控除	有	廃止
公的・慈善寄付控除	有	対象を限定
住宅ローン金利控除	購入住宅すべてに適用	本人用住宅のみ
その他借入金金利控除	有	資産運用収入を上回る 分で5,000 ドルを上限
医療費控除	有	有
交通費控除	有	無
商用食事・ビジネス	有	半額
旅行費控除		

〈資産および事業所得〉

法人税率	最高46%	一律33%
配当支出控除	無	10%
設備加速償却	有	現行制度を圧縮
投資減税	6 ~10%	廃止
資産収益	60% 控除	50% 控除
貸倒準備引金控除	有	廃止

〈金融機関関係〉

特別貸し倒れ控除	有	廃止
免税債券充当額金利払い控除	有	廃止

(出所) 米国財務省 “Tax Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth”

い利息と利子所得は物価スライドしないとされ、ミニマムタックスは維持強化された。個人課税と法人課税の改正案によって投資所得に関する平均実効税率は12%上昇し、投資間の実効税率の格差が大幅に縮小することになった。下院に送られたこの大統領の改革案は、下院歳入委員会で公聴会を開き細部にわたって検討された。

1985年12月3日に歳入委員会が承認した最終案は、大統領案の基本構造を維持しながらも大幅に変更がなされたものであった。特に、基礎控除は、項目別に控除申請をしない納税者に関しては、1500ドルにしか引き上げられなかつた。さらに15%，25%，35%という法定税率に加えて、高額の課税所得に対して38%という四つめの税率を追加した。また新たな租税特別優遇措置が追加された。歳入委員会の税改革の意図は、法定税率を引き下げることであり、そのためにそれぞれの税率が適用される所得水準を引き下げるとともに、法人税に大きな負担を負わせることで全体の法定税率のバランスの実現を計った。例えば、大統領の案では合算申告する夫婦の場合、課税所得が2万9000ドルー7万ドルに対して、税率25%が適用されるようになっていたが、歳入委員会では課税所得を2万5000ドルー4万3000ドルに引き下げた。法人所得税に関する下院の改正案は、最高限度36%の累進税率が設けられた。減価償却引当金は大幅に引き下げられ、投資税額控除は廃止された。この結果、法人税による税収は、約40%増加するものと試算された。歳入委員会では個人と法人に関するミニマムタックスを強化し、このため個人所得税、法人所得税の改正による効果は、新規投資に対する平均実効税率を16%引き上げることになった。レーガン政権にとって下院の歳入委員会の法案は満足するものではなかったが、1986年に上院が税制改革に取り組めるようにするために、歳入委員会の法案を承認するように下院にはたらきかけなければならなかつた。大統領の強い介入があつてなんとか下院で可決され、1986年の審議に向けて上院におくられることになった。

上院財政委員会では個人所得税についていくつかの改正を行つた。基礎控除を2000ドルに引き上げ、夫婦に関する標準控除は5000ドルに引き上げられた。勤労所得控除は増額され、所得が高くなるにつれて減額された。これらの規定によって、4人家族の場合に所得1万5380ドル以下の世帯は非課税とされた。法定税率は15%と27%の二つだけにすることが正式に認められた。個人所得の課税ベースの拡大は、州・地方売上税、住宅抵当貸付以外の利子および投資所得を上回る利子支払い、および各種の業務関連雑費に関する控

除の廃止、医療費控除の控除対象最低限度の引き上げ、個人退職年金制度控除を雇用者年金制度のない者にのみ限定し、またキャピタルゲイン除外を廃止することで課税ベースの拡大が行われた。法人所得税の改正としては、法人税率の33%への引き下げ、投資税額控除と不動産への投資による純損失控除の廃止、減価償却引当金の引き上げ、ビジネスランチおよび交際費に関する控除の減額、事業目的の非課税債券に関する限度、従来の租税優遇措置の段階的廃止に関する複雑な移行規則があった。法人に関するミニマムタックスも引き上げられ強化された。このように上院財政委員会で手直しされた税制案は、上院税制改革法案として上院で可決された。

## 2. 1986年税制改革法

上院において可決された税制改革法案は最後の詰めの段階に入り、上下両院の議員で構成された両院協議会で下院法案、上院法案の相違点の指摘調整作業が取り組まれた。両院協議会において、個人所得税の減税幅と法人税の増税幅が拡大された。個人所得税の基礎控除は2000ドルに引き上げられたが、全面的な引き上げは1989年に延期され、合算申告者に関する標準控除も5000ドルに引き上げられたが、1988年まで実施は延期された。協議会で承認された88年の税率構造は、課税所得 2万9750ドルまでは15%，7万1900ドルまでは28%，19万2930ドルまでは33%，それ以上の所得は28%にするというものであった。その他の修正されたものとして、IRA 負担金控除が総所得 5万ドル未満の世帯全てに適用され、売り上げ税の控除は全廃された。医療費控除は、総所得の7.5%を超えるものだけに限定された。法人所得の増税幅は、法人所得の最高税率34%まで累進課税されることになった。減価償却引当金はいくぶん減らされ、R&D 増加分の税額控除は20%に引き下げられた。非課税債券の民間利用に関して新たな規則が設けられた。両院協議会において個人所得税、法人所得税の修正によって、1990年には個人所得税の総収入は約60%減少し、法人所得税による総収入は25%増加するものと試算された。両院協議会でつめられた改革法案は両院協議会案として、下院においては 9

月25日，上院においては9月27日に，それぞれ可決された。大統領は10月22日にこの法案に署名し，1986年税制改革法として正式に成立させたのである。

税制改革に関するレーガン大統領の指示に対して，財務省が改革案を立案し，1984年財務省案として大統領に提出してから，1985年大統領案，1985年下院税制改革法案，1986年上院税制改革法案，そして両院協議会案としての過程を経て，1986年税制改革法として正式に成立するまで，多くの困難と利害の対立する関門をくぐりぬけ，1986年税制改革法は成立した。

#### IV. む す び

この改革法によって個人所税の改正は，11%～50%の範囲にわたる14段階の税率から，15%，28%，33%，28%の4段階の法定税率に簡素化され，これによって平均個人所得税率は，約6.1%引き下げられることになった。ここで法定税率と税負担の変化を家計所得の変化で割った実効税率の関係から，税制改革法が，所得階層ごとに実効限界税率に及ぼす影響を1986年と1989年の試算で比較すると，所得が1万ドル未満の所得層では1.6%から0.5%，1万ドル～2万ドルの所得層では7%から5.6%，2万ドル～3万ドルの所得層では11.9%から11.7%，3万ドル～4万ドルの所得層では12.4%から12.2%，4万ドル～5万ドルの所得層では16.5%から14.6%，5万ドル～7万5000ドルの所得層では19.9%から21.1%，7万5000ドル～10万ドルの所得層では21.2%から21.1%，10万ドル～20万ドルの所得層では25.6%から24.8%，そして20万ドル以上の所得階層では23.9%から23.3%への変更された。この結果，実効税率の変化はマイナス2.1からプラス2.0%までの幅があり，平均すると0.4%の減少であった。このことから，個人所得税の改正はその経済的インセンティブがそれほど大きいものではなく，ただ家計所得の源泉と支出の構成内容を変化させることだけになるように思われた。法人税の改正は，法人部門の新規投資からもたらされる，所得に対する実効税率を引き上げることによって，法人部門の国内投資の水準を低下させ，その分ア

## レーガン政権の税制改革：1986年税制改革法成立までの一連の税制措置

メリカの対外投資の増加につながることが予想される。全体として、1986年税制改革法は個人所得の法定税率の引き下げと、企業投資の実効限界税率格差の縮小により経済活動の配分を改善させることになるものと思われる。しかし、企業投資の実効税率の引き上げは、企業の投資水準を低下させることになるものである。個人消費支出は税引き後所得の増加する分だけ増加が見込まれる。

大統領は、税制改革の目的を「公平、成長、簡素」であると述べ、この改革法で貧困家庭に対する連邦所得税を非課税としたこと、企業間の税の格差をなくしたことで、税の公平さは増したことを強調した。レーガン政権の最後の主要経済政策構想であったこの税制改革法が、アメリカの税制の本当の意味での改革につながるかどうかは、レーガン政権を引き継いだブッシュ政権の経済成果まで待たなければならない。

### 参考文献

- アメリカ大使館、『経済再生』、アメリカ政策シリーズ、1981
- Niskanen, William A., *Reaganomics: An Insider's Account of the Policies and the People* (Oxford University Press, 1988)
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1981
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1982
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1983
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1984
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1985
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1986
- U. S. President, *Economic Report of the President*, 1987  
(Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office)
- U. S. President, *The President's Tax Proposals to Congress for Fairness, Growth and Simplicity*, 1985  
(Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office)
- U. S. Treasury Department, *Report to the President, Tax Reform for Fairness, Simplicity and Economic Growth*, 1984  
(Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office)
- 拙稿、「アメリカ経済の現状」『紀要』80号、愛知大学国際問題研究所、1985
- 拙稿、「レーガン政権の経済政策：アメリカ経済の推移」『経営研究』3巻2号、愛知学泉大学経営研究所、1990
- Zeimer, Richard C., "Impact of Recent Tax Law Changes," *Survey of Current Business*, 65, April, 1985